

上尾運動公園 現況調書

1 公園の設置目的

上尾運動公園の陸上競技場と体育館は、昭和42年の第22回国民体育大会の主会場として建設されました。その後、国道17号をはさんで東側に、海のない埼玉県に大型レジャープールをという構想のもとに「さいたま水上公園」が昭和46年に開設されました。

JR高崎線「上尾駅」から徒歩約20分、上尾市の市街地南端、国道17号沿いに位置しており、陸上競技場、体育館、テニスコート、武道館などのスポーツ施設が整備されています。

この公園は、県のスポーツ振興拠点であり、また自然林と一体となった都市のみどりにより県民に潤いと安らぎを与える場を提供することを目的としています。

※令和3年度でプール営業は終了している。

2 公園の概要

(1) 位置 上尾市愛宕、日の出及び東町地内

(2) 開設年月日 昭和42年10月1日

(3) 公園面積 37.1ha

(4) 公園利用者（人）

	有料施設利用者数
6年度	358,889人
7年度	110,945人

※令和7年度は「陸上競技場トラック改修工事」のため陸上競技場の利用を令和7年4月1日から令和8年3月15日まで休止。

また、「体育館照明改修工事」のため体育館の利用を令和7年11月1日から令和8年3月17日まで休止。

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	雑木林、植栽、花壇		○
2 [休養施設]	休憩所 木製テーブル、ベンチ		○
3 [遊戯施設]	運動場児童遊園地（面積：4,873㎡） ブランコ、健康器具、バッテリーカー	○	○
	運動場ふれあい広場 1か所		○
4 [運動施設]	陸上競技場（第2種公認陸上競技場） トラック：一周400m、8コース全天候型 フィールド：内面芝生張 メインスタンド：鉄筋コンクリート3階建て 収容人員：40,200人（メインスタンド8,200人） 集会室 放送施設 シャワー	○ ○ ○ ○	
	補助競技場 トラック：一周400m、6コース(100m直線は8コース)	○	
	体育館（延床面積：7,905㎡） アリーナ：2,106㎡（卓球48面、 バスケットボール3面、バレーボール3面、 バドミントン12面、屋内テニス3面） 収容人員：2,682人 集会室 放送施設 シャワー 電光掲示板	○ ○ ○ ○ ○	
	テニスコート クレーコート 5面	○	

	ジョギングコース（陸上競技場周囲） 1周800m		○
5〔便益施設〕	駐車場 陸上競技場： 223台 体 育 館： 127台 水泳場側：1,000台		○ ○ ○
	便 所 8か所（多目的：6か所）		○
	テニスコート更衣室（面積：19.8㎡）		○
	体育館選手控え室（面積：176.7㎡）		○
6〔管理施設〕	車 庫 運動場1か所		○
	プロパン小屋 運動場1か所		○
	倉 庫 運動場2か所		○
	人園施錠門 運動場2か所 （午前8時00分開門～午後6時30分閉門） ※夜間利用時の体育館駐車場は20時30分閉門 水泳場3か所（午前8時00分開門～午後6時00分閉門） ※武道館夜間利用時は21時00分閉門 ※11～2月は午前8時から午後5時30分		○
7〔防災施設〕	耐震性貯水水槽 井戸 浄化装置 運動場、水泳場 各1か所 井戸用発電機 防災用発電機		○

(6) 主な建物（建築物）

・上尾運動公園 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等 ※令和7年度実績

（次頁）

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
管理事務所	令和7年4月1日～ 8年3月31日 (363日)	午前8時30分 ～午後5時15分	12月31日～ 1月1日
陸上競技場 放送施設、 個人利用	0日		7年4月1日から 8年3月31日まで ※2種公認更新の 改修工事に伴い使用 不可
集会室 シャワー室	令和7年4月1日～ 8年3月31日 (351日)	午前8時30分 ～午後5時	12月31日～ 1月1日 ※月1回施設点検日
補助競技場	同上	同上	同上
体育館 (集会室、放 送施設、電 光掲示板、 シャワー室 を含む)	令和7年4月1日～ 7年10月31日 (207日)	午前8時30分 ～午後8時30分	7年11月1日から 8年3月31日まで ※アリーナ照明設備 の改修工事に伴い使 用不可 ※月1回施設点検日
テニスコート	令和7年4月1日～ 8年3月31日 (351日)	午前8時30分 ～午後4時30分	12月31日～ 1月1日 ※月1回施設点検日
駐車場 (無料)	令和7年4月1日～ 8年3月31日 (365日)	(運動場) 午前8時00分 ～午後6時30分	※運動場側北駐車場の 舗装工事期間は、 利用できないことが ある。

		(水泳場) 午前 8 時 0 0 分 ～午後 6 時 0 0 分 ※11～2月は午前8時から午後5 時30分まで ※夜間利用時の体育館駐車場は 午後8時30分まで	
--	--	---	--

4 職員体制

(1) 職員配置

常勤職員及び臨時職員を配置している。

(2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月	火～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常勤	3	2	2	8:30～17:15	
	定期契約	2	2	2	8:30～17:15	
	臨時	2	2	2	8:30～17:15	
	計	7	6	6		

※ 陸上大会時、テニスコート管理については7:45出勤あり。

※ 体育館の夜間利用について、利用終了後の施錠は委託業者が行っている。

5 管理実態

(1) 園地図

- ・上尾運動公園 園地図参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・上尾運動公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・上尾運動公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・上尾運動公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

運動場

- 電気（契約種別・契約電力）業務用電力契約 174kW
使用量 6年度446, 241kWh 7年度333, 300kWh
- 上下水道（契約口径・引込数）100mm ×1
使用量 6年度 各14, 747m³
7年度 各 8, 525m³
- LPガス（用途）シャワー他
使用量 6年度44.9m³ 7年度29.4m³
- 重油（用途）防災用発電機
使用量（給油量） 0^{リットル}
- 軽油（用途）作業機械、非常用発電機
使用量 6年度303^{リットル} 7年度200^{リットル}
- 灯油（用途）ファンヒーター
使用量 6年度540^{リットル} 7年度400^{リットル}
- ガソリン（用途）公用車、作業車、作業機械等
使用量 6年度540^{リットル} 7年度400^{リットル}
- 電話 運動場 3回線（FAX含む）

旧水泳場

- 電気（契約種別・契約電力）従量電灯C契約 49kVA
使用量 6年度53, 324kWh 7年度49, 141kWh
- 上下水道（契約口径・引込数）100mm ×2口
使用量 6年度 各3, 050m³
7年度 各1, 918m³

(5) 遊具点検

〔主な遊具〕

- ・4連ブランコ
- ・スイング遊具（計3基：ゾウ、パンダ、ライオン）
- ・3間低鉄棒（1基）
- ・複合遊具（プレイボートアドベンチャー）
- ・懸垂（健康遊具）
- ・雲梯（健康遊具）
- ・ジャングルジム
- ・アニマルスツール（計2基：カバ、ドラゴン）
- ・体側面ストレッチフープ（健康遊具）（1基）

- ・ぶら下がりスプリングバー（健康遊具）（１基）
- ・背伸ばしベンチ（健康遊具）（１基）
- ・平均台（健康遊具）（１基）
- ・昇降ステップ（１基）
- ・腹筋ベンチ（１基）

[点 検]	・外注分	： 安全点検（目視・計測）	年１回以上
		表面塗装	
	・直営分	： 安全点検（目視・触診）	毎日
		定期点検（目視・計測）	年２回

（６）運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

テニスコート、陸上競技場及び補助競技場の芝生管理

（７）修繕リスト

- ・上尾運動公園 修繕工事一覧参照（別紙６）

（８）有料施設の利用状況

- ・上尾運動公園 有料施設利用状況参照（別紙７）

（９）設置・占用・行為許可の状況

- ・上尾運動公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙８）

（１０）貸与可能備品

- ・上尾運動公園 貸与可能備品一覧参照（別紙９）

（１１）利用料金一覧

- ・上尾運動公園 利用料金一覧参照（別紙１０）

（１２）県営公園利用者アンケート結果

- ・県営公園利用者アンケート集計結果（別紙１１）

※令和８年６月１日（月）～６月１９日（金）web アンケートにより実施

※県 HP や県公式 SNS 等での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回答の協力を呼びかけて実施

6 特記事項

- 埼玉県県営公園施設予約システム

県営公園の有料公園施設（野球場、テニスコート等）の、予約システム利用のための

事前の利用者登録受付・確認等の窓口業務及び予約システムによるテニスコート予約の受付を行っている。

○ 駐車場の課題

現在、水泳場の駐車場は1,000台となっており、各種大会やSVリーグ、リプロ武道館（県立武道館）、アイスアリーナでのイベントが重なると駐車場は満車となり、幹線道路、周辺道路などで交通渋滞が発生し、周辺住民からの苦情がある。

○ 設備等の課題

公園内の給排水等の配管に鉄管を使用していることから、腐食がかなり激しいため、破損による事故や漏水等の発生リスクも大きい。

○ 樹木管理の課題

公園開設（運動場昭和42年、水泳場昭和46年）から年月が経ち、樹木の巨木化・老木化が進行している。公園（運動場）外周は、国道17号・県道51号川越上尾線・市道に囲まれており、公園（水泳場）外周は、公道の他宅地化が進んでいる。また、カシノキクイムシやクビアカツヤカミキリの被害も確認されているため、枯損木、高木剪定、病虫害対策などの管理が求められる。

○ スポーツ科学拠点整備について

県では、多様な競技の競技力向上や、県民の健康づくり、上尾運動公園の賑わい創出等を目的に、公園の東側区域にスポーツ科学拠点施設を整備することとしている。

○ その他

公園全域が災害対策基本法に基づく上尾市の指定緊急避難場所に指定されている他、体育館が指定避難所となっており、川島町一部町民の洪水時一時避難場所にもなっている。平時から、自治体が主催する避難所運営会議や各種訓練に協力するほか、毎年1回以上、公園主催で防災訓練を行っている。

上尾運動公園 建物一覧

施 設 名	建 設 年 月 日	増 築 年 月 日	構 造	階数	建 築 面 積 (m ²)	延 床 面 積 (m ²)
陸上競技場 (メインスタンド)	昭和42年7月1日	昭和42年9月1日	鉄筋コンクリート造	3	3,242.60	6,808.73
体育館	昭和42年9月1日		鉄筋コンクリート造鉄骨造	3	4,482.56	7,905.98
北側物置	昭和42年9月1日		木造	1	32.40	32.40
南側物置	昭和42年9月1日		木造	1	32.40	32.40
南側公衆便所	昭和42年9月1日		ブロック造	1	17.64	17.64
プロパン小屋	昭和43年3月29日		鉄骨造	1	78.00	78.00
車庫	昭和46年11月30日		軽量鉄骨造	1	36.00	36.00
身障者用便所	昭和53年3月28日		鉄筋コンクリート造	1	4.00	4.00
更衣室 (テニスコート)	昭和54年11月12日		軽量鉄骨造	1	19.87	19.87
選手控室 (体育館)	平成2年1月23日		鉄骨造	1	176.74	159.82
6 ゲート便所	平成9年3月27日		鉄筋コンクリート造	1	77.59	77.59
9 ゲート便所	平成9年3月27日		鉄筋コンクリート造	1	77.59	77.59
非常用発電室	平成9年4月21日		鉄筋コンクリート造	1	34.84	34.84
北側公衆便所 (北側駐車場)	平成10年3月26日		鉄筋コンクリート造	1	130.32	73.31
東側公衆便所 (児童広場東)	平成10年3月26日		鉄筋コンクリート造	1	77.21	62.65
便所	昭和46年6月19日		鉄筋コンクリート造	1	62.03	62.03
便所	昭和46年6月19日		鉄筋コンクリート造	1	62.03	62.03
便所	昭和46年6月19日		鉄筋コンクリート造	1	62.03	62.03
計					8,705.85	15,606.91

上 尾 運 動 公 園



上尾運動公園（運動場）現状管理業務一覧

業務名称		業務の内容		
1	管理事務所業務	受付事務（窓口対応、有料施設、行為許可の受付、利用料金徴収業務等） 鍵の管理（体育館施設、陸上競技場施設、防災施設等）		
2	園地管理	（参考面積等）	数量	単位
		■除草管理		
		人力除草	5,000.00	m ²
		機械除草 肩掛け式	15,000.00	m ²
		機械除草 肩掛け式＋ハンドガイド	101,000.00	m ²
		■植栽管理		
		低木剪定（寄植） 機械刈込 形状1. 5m未満	10,890.00	m ²
		低木剪定（寄植） 機械刈込 形状2. 5m以上	320.00	m ²
		剪定枝等運搬 2tトラック	111.00	台
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り30cm以上60cm未満	1.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り60cm以上90cm未満	7.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り90cm以上120cm未満	6.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り120cm以上150cm未満	6.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り150cm以上180cm未満	14.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り180cm以上210cm未満	15.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り210cm以上240cm未満	8.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り240cm以上270cm未満	8.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り270cm以上300cm未満	3.00	本
		高木基本剪定 落葉広葉樹 幹回り300cm以上400cm未満	1.00	本
		高木基本剪定 常緑広葉樹 幹回り30cm以上60cm未満	25.00	本
		高木基本剪定 常緑広葉樹 幹回り60cm以上90cm未満	13.00	本
		高木基本剪定 常緑広葉樹 幹回り90cm以上120cm未満	15.00	本
		高木基本剪定 常緑広葉樹 幹回り120cm以上150cm未満	8.00	本
		高木基本剪定 常緑広葉樹 幹回り150cm以上180cm未満	9.00	本
		高木基本剪定 常緑広葉樹 幹回り180cm以上210cm未満	8.00	本
		高木基本剪定 常緑広葉樹 幹回り210cm以上240cm未満	5.00	本
		高木基本剪定 常緑広葉樹 幹回り240cm以上270cm未満	5.00	本
		高木基本剪定 針葉樹 幹回り30cm以上60cm未満	2.00	本
		高木基本剪定 針葉樹 幹回り60cm以上90cm未満	4.00	本
		高木基本剪定 針葉樹 幹回り90cm以上120cm未満	6.00	本
		高木基本剪定 針葉樹 幹回り120cm以上150cm未満	6.00	本
		高木基本剪定 針葉樹 幹回り150cm以上180cm未満	11.00	本
		高木基本剪定 針葉樹 幹回り180cm以上210cm未満	5.00	本
		高木基本剪定 針葉樹 幹回り210cm以上240cm未満	1.00	本
		枯損木処理 チェーンソー 幹回り60cm以上90cm未満	5.00	本
		枯損木処理 チェーンソー 幹回り90cm以上120cm未満	5.00	本
		枯損木処理 吊切り 幹回り90cm以上120cm未満	10.00	本
		枯損木処理 吊切り 幹回り120cm以上150cm未満	4.00	本
		枯損木処理 吊切り 幹回り150cm以上200cm未満	3.00	本
		枯損木処理 吊切り 幹回り200cm以上250cm未満	2.00	本
		交通誘導警備員B 昼間、交代要員なし	16.00	人
		■芝生管理		
		機械刈込 ハンドガイド 集草有り	4,400.00	m ²

3	テニスコート管理	■運動施設管理(直営)				
		テニスコート	ブラシ・ローラー掛け	随時	3,152.00	m ²
		テニスコート	砂散布	随時	3,152.00	m ²
		テニスコート	表面安定剤散布	2回/年	3,152.00	m ²
		テニスコート	水まき	随時	3,152.00	m ²
		テニスコート	清掃(ごみ拾い)	363回/年	3,152.00	m ²
		■運動施設管理(委託)				
		テニスコート	ブラシ・ローラー掛け	363回/年	3,152.00	m ²
		テニスコート	砂散布	36回/年	3,152.00	m ²
		テニスコート	表面安定剤散布	12回/年	3,152.00	m ²
		テニスコート	水まき	140回/年	3,152.00	m ²
		テニスコート	清掃(ごみ拾い)	235回/年	3,152.00	m ²
		テニスコート	排水溝砂上げ	随時	39.00	m ²
4	陸上競技場運営業務	・陸上競技場(補助競技所含む)、備品の日常管理、利用調整及び受付業務、陸上競技大会及び教室の開催、物販等に関すること				
		陸上競技場	肥料散布	随時	22,000.00	m ²
		陸上競技場	芝草刈り	23回/年	22,000.00	m ²
		陸上競技場	清掃(ごみ拾い)	随時	22,000.00	m ²
		陸上競技場	走り幅跳び施設整備	随時	3.00	箇所
		補助競技場	草刈り	随時	21,100.00	m ²
		補助競技場	清掃	随時	18,500.00	m ²
		補助競技場	トラック転圧	随時	2,600.00	m ²
		補助競技場	走り幅跳び施設整備	随時	1.00	箇所
5	清掃業務	○運動公園部分				
		・日常清掃				
			清掃内容	実施回数	備考	
		体育館	トイレ清掃	351日	85穴	
		体育館(執務室他)	定期清掃	3回/年	ワックス塗り磨き	
		体育館	定期清掃	2回/年	ガラス清掃	
		体育館(観客席)		60日	掃き掃除	
		体育館(供用部)	日常清掃	351日	掃き掃除	
		体育館(アリーナ)	床清掃	1回/月	掃き掃除	
		(参考数量等)	数量	単位		
		アリーナ	2,106	m ²		
		共用スペース	3,128	m ²		
		2階観客席	1,520	m ²		
		トイレ	85	穴(8ヶ所)		
			清掃内容	実施回数	備考	
		陸上競技場	トイレ清掃	60日	111穴	
		陸上競技場	日常清掃	60日	各所	
		陸上競技場	定期清掃	4回/年	ガラス清掃	
		(参考数量等)	数量	単位		
		競技場1階	2,245	m ²		
		観客席、控室、予備室、通路	5,562	m ²		
		2階通路	1,290	m ²		
		ダッグアウト、外階段	2,488	m ²		
		トイレ	111	穴(10ヶ所)		
			清掃内容	実施回数	備考	
		屋外施設	トイレ清掃	毎日(363日)	67穴	
		屋外施設	児童広場清掃	96日		
		屋外施設	園路・広場清掃	96日		
		屋外施設	駐車場清掃	24日		
		屋外施設	植栽地清掃	48日		
		(参考数量等)	数量	単位		
		屋外トイレ	67	穴(5ヶ所)		
		児童広場	4,873	m ²		
		園路・広場	22,747	m ²		

		駐車場（2ヶ所） 8,470 m² 植栽地 34,699 穴 ・定期清掃 ガラス磨き 1,170 m² 床ワックス磨き 413 m²
6	警備業務	・機械警備 (巡回警備併用) 対象区域 体育館 陸上競技場メインスタンド 警備時間 体育館 20:00 ～ 8:30 休園日は終日 陸上競技場メインスタンド 18:00 ～ 8:30 休園日は終日 ・火災監視警備 対象区域 体育館 陸上競技場メインスタンド 警備時間 体育館 24時間 陸上競技場メインスタンド 24時間 ・常駐警備 来園車両の整理、規制、安全確保、案内等 構内建物・ゲート等鍵の貸出・返還、場内への出入確認等 公園内巡回警備及び機械警備のセット及び解除 駐車場の開錠及び施錠 不審車両の確認 常駐時間 常駐場所は体育館
7	陸上競技場除草剤散布業務	・トラック内及び芝生スタンド除草剤散布、スポット散布（効果補正散布）
8	電気設備の維持管理業務	・受電設備、配電設備、負荷設備及び自家用発電設備の点検、維持管理（年1回/計12回）軽微な故障については、補修を行う。
9	消防用設備保守点検業務	・消防法に基づく消防用設備（屋内消火栓、非常用放送設備、誘導灯、消火器、防煙設備、自動火災報知設備）の点検
10	非常用発電機点検業務	・消防法に基づく点検年2回 体育館 46KVA×1台 陸上競技場 50KVA×1台
11	廃棄物処理業務	・公園内で発生するゴミを、産業廃棄物処理業者に委託して処理（処分量実績、令和7年度 2.689t）
12	受水槽点検清掃業務	・水道法に基づく点検（年1回） ・受水槽（25t）2基の清掃、水質検査
13	自家用電気工作物保安管理業務	・電気事業法に基づく1年周期点検・検査業務
14	防災施設維持管理業務	・防災用井戸施設（井戸用発電機、深井戸ポンプ、浄水器等）及び耐震性貯水槽の維持管理業務 （点検回数 外注分：年1回 直営分：月2回/計24回）
15	音響設備保守点検業務	・陸上競技場、体育館の音響設備（放送設備、ミキサー卓、ワイヤレスアンテナ、スピーカー、マイクロホン等）の点検 （点検回数 年1回）
16	体育館夜間管理業務	・体育館の夜間利用者対応（受付、料金徴取、利用施設の巡回、消灯、施錠等）

上尾運動公園（水泳場） 現状管理業務一覧

業務名称		業務の内容		備考
1	清掃業務	その他 園路清掃 駐車場清掃 山林清掃 屋外トイレ清掃 （参考数量等） 園路 駐車場（第2駐車場を含む） 山林他 屋外トイレ	9 6 日/年 2 4 日/年 4 8 日/年 3 6 3 日/年 数量 単位 18,501 m ² 52,000 m ² 68,536 m ² 34 穴	
2	警備業務	・警備内容 公園内巡回警備 駐車場の開錠及び施錠 不審車両の確認		
3	電気設備の維持管理業務	・受電設備（低圧盤）、配電盤（低圧）の点検、維持管理（年1回）、軽微な故障については、補修を行う。		
4	防災施設維持管理業務	・防災用井戸施設（井戸用発電機、深井戸ポンプ、浄水器等）及び耐震性貯水槽の維持管理業務 （点検回数 外注分：年1回 直営分：月2回/計24回）		

上尾運動公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理 経費	人件費	46,649	41,351	45,468	50,189	49,606
	消耗品費	9,030	9,533	7,465	6,362	8,323
	修繕費	15,833	15,291	14,863	10,835	8,035
	光熱水費	21,828	20,579	23,534	16,746	19,535
	責任保険料	531	800	754	1,052	847
	手数料	8,677	13,966	12,881	14,214	9,154
	委託料	38,782	50,072	46,030	41,479	73,878
	租税公課	98	23	36	13	110
	その他	50,631	50,408	42,278	43,494	41,866
	合計	192,059	202,023	193,309	184,384	211,354

収入	委託料収入	182,338	182,345	183,939	182,578	180,568
	利用料金収入	13,043	15,700	16,607	10,978	17,524
	自主事業収入	8,754	11,192	11,581	8,762	13,262
	合計	204,135	209,237	212,127	202,318	211,354

管理費経費一収入	-12,076	-7,214	-18,818	-17,934	0
----------	---------	--------	---------	---------	---

※ 令和4年度から令和7年度は決算、令和8年度は当初予算の額を記載している。

※ 令和8年度(予算)の指定管理料のうち、光熱費や人件費等について、昨今のエネルギー価格及び労務単価高騰を見込んで2,476千円増額している。
(光熱費:2,402千円、人件費:74千円)

※ 管理経費(人件費)及び収入(指定管理料)の内訳には、現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費は含まれていない。
令和8年度の現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費の概算金額は下記のとおり。
(令和4年度から令和7年度の県派遣職員の人数は令和8年度と大きく変更はない)
＜令和8年度＞
1,801,023円

上尾運動公園 主要設備機器一覧

屋外給水設備（水上公園）				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
深井戸設備	深井戸	口径２００mm深度２５０m	１	プール、 トイレ用
	深井戸水中ポンプ	１００Φ×１．４m ³ /min×６４m×３０kW	１	
	揚水管	１００Φ×２．７５m×２２本（６０．５m）	１	

防災用設備（水上公園）				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
深井戸設備	非常災害用深井戸	２００Φ×１８０m	１	生活用水
	深井戸水中ポンプ	５０Φ×２００ℓ/min×６０m×３．７kW	１	
	揚水管	５０Φ×２．７５m×２２本（ナイロンコーティング）６０．５m	１	
	圧力タンク	容量１．０m ³ 最高使用圧力５．５kg/cm ²	１	
	滅菌器	１２cc/min １０kg/cm ² G ケミカルタンク付	１	
	井戸用発電機	排気量２３６９cc×２００V×２０kVA ディーゼル 軽油	１	水中ポンプ用
水浄化設備	浄水装置	エンジンポンプ（５０mm×０．４m ³ /min×５０m）	１	貯水槽用
		エンジンポンプ（２５mm×０．１６m ³ /min×３４m）	２	プール用
防災用貯水設備	耐震性貯水槽	鋼板製１００m ³	１	

非常用設備（水上公園）				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
防災用発電設備	発電機	即時長時間型 ディーゼル ２００V ７０kVA（発電所扱い）	１	
	屋内貯蔵タンク	燃料タンク １９８ℓ 軽油	１	

上尾運動公園 主要設備機器一覧

電気設備（水上公園）		※解体工事に伴って内容が変わる予定。		
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
受変電設備	(1号柱)			
	SOG	方向性/0. 2A/5%/0. 2sec	1	
	PAS	7. 2KV/400A/12. 5KA	1	
	(受電所)			
	高压真空遮断器	7. 2KV/600A/12. 5KA	1	受電用
	高压真空遮断器	7. 2KV/600A/12. 5KA	1	2 変電所用
	高压真空遮断器	7. 2KV/600A/12. 5KA	1	3 変電所用
	高压真空遮断器	7. 2KV/600A/12. 5KA	1	4 変電所用
	高压真空遮断器	7. 2KV/600A/12. 5KA	1	S C 用
	高压真空遮断器	7. 2KV/600A/12. 5KA	1	1 変電所用
	三相変圧器	200 k V A /6600V/210V	1	
	三相変圧器	100 k V A /6600V/420V	1	
	単相変圧器	75 k V A /210V/105 V	1	
	スコット変圧器	75 k V A /6600V/210V/105 V	1	
	コンデンサ	200 k V A	1	
	コンデンサ	100 k V A	1	
	コンデンサ	100 k V A	1	
	避雷器	8. 4KV	1	
	DS	7. 2KV 200A	6	
	(第 2 変電所)			
	高压真空遮断機	7. 2KV/600A/12. 5KA	1	
	三相変圧器	250 k V A /6600V/420V	1	
	単相変圧器	20 k V A /6600V/210V/105V	1	
	(第 3 変電所)			
	高压真空遮断機	7. 2KV/400A/8KA	2	
	三相変圧器	75 k V A /6600V/210V	1	
	単相変圧器	30 k V A /210V/105 V	1	
	(第 4 変電室)			
	高压真空遮断機	7. 2KV/600A/12. 5KA	1	
	三相変圧器	200 k V A /6600V/420V	1	
	単相変圧器	15 k V A /210V/105 V	1	

上尾運動公園 主要設備機器一覧

陸上競技場				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
散水設備	散水ポンプユニット フィールド散水用	散水用定圧給水ユニット 50Φ×50Φ×0.1~0.4m ³ /min 42~80m×5.5kW×2台	1	
屋内消火栓設備	消火栓ポンプユニット	50Φ×40Φ×300ℓ/min×65m×5.5kW 付属一式	1	
	補給水ポンプユニット	32mm×4段×0.04~0.14m ³ /min ×35~13m×0.75kW 付属一式	1	
冷暖房設備	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機3.44kW 屋内機 床置型	2	第6集会室
	ルームエアコン	1Φ×100V×圧縮機0.75kW	1	写真判定室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機1.7kW 屋内機 床置型	1	医務室
	空冷ヒートポンプエアコン	壁掛け型 冷房能力7.1kW 暖房能力8.0kW 3Φ×200V×圧縮機1.7kW	1	清掃員控え室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機2.9kW 屋内機 床置型	1	第5集会室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機1.8kW 屋内機 天吊り型	1	陸連事務室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機2.9kW 屋内機 床置型	1	第2集会室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機0.95kW 屋内機 壁掛け型	1	印刷室
	空冷ヒートポンプエアコン	壁掛け型 冷房能力7.1kW 暖房能力8.0kW 3Φ×200V×圧縮機1.7kW	1	管理室
給湯設備	ガス瞬間湯沸器	屋内壁掛型FF方式 ガス消費量4.75kg/h	2	男子シャワー室
	ガス瞬間湯沸器	屋内壁掛型FF方式 ガス消費量4.75kg/h	2	女子シャワー室

屋外給水設備				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
市水給水設備	受水槽	鋼板製 50ton (ポンプ室付き)	1	
	給水ポンプユニット	吐出圧力一定台数制御ユニット 100Φ×50Φ×0.12~0.43m ³ /min 14~39m×2.2kW×4台	1	陸上競技場系統
	給水ポンプユニット	吐出圧力一定台数制御ユニット 100Φ×50Φ×0.12~0.43m ³ /min 27~62m×3.7kW×4台	1	体育館系統

上尾運動公園 主要設備機器一覧

体育館				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
冷暖房設備	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機 1. 8 8 k W	1	事務室
	ルームエアコン	1Φ×100V×圧縮機 0. 7 5 k W	1	警備員室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機 2. 4 0 k W	2	休憩室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機 1. 6 2 k W	1	所長室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機 1. 6 2 k W	1	応接室
	空冷ヒートポンプエアコン	冷房能力 12, 500 kcal/h 暖房能力 13, 500 kcal/h 圧縮機 4 k W	2	選手控え室
	ルームエアコン	1Φ×100V×圧縮機 0. 6 5 k W	1	医務室
	ルームエアコン	1Φ×100V×圧縮機 0. 6 0 k W	1	用務員室
	ルームエアコン	1Φ×100V×圧縮機 0. 7 5 k W	1	警備員室
	ルームエアコン	1Φ×100V×圧縮機 0. 7 5 k W	1	控室（職員）
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機 3. 5 0 k W	1	集会室
	空冷ヒートポンプエアコン	3Φ×200V×圧縮機 2. 0 3 k W	1	集会室
換気設備	給気ファン	N o、7×720 CMM×50 mm A q×15 k W（床置）	1	1 F 機械室
	給気ファン	N o、7×900 CMM×50 mm A q×22 k W（床置）	1	1 F 機械室
	給気ファン	N o、3×93 CMM×32 mm A q×1. 5 k W（床置）	1	1 F 機械室
	片吸込シロッコファン	N o、2×40 CMM×16 mm A q×0. 4 k W（天吊り）	1	1 F 機械室
	給気ファン	N o、3×93 CMM×32 mm A q×1. 5 k W（床置）	1	1 F 機械室
	有圧扇	300Φ×19 CMM×4 mm A q×50 w	1	1 F シャワー室
	有圧扇	300Φ×19 CMM×4 mm A q×50 w	1	1 F シャワー室
	有圧扇	300Φ×16 CMM×4 mm A q×50 w	1	1 F 女子便所
	有圧扇	300Φ×16 CMM×4 mm A q×50 w	1	1 F 男子便所
	換気扇	250Φ×10 CMM×2 mm A q×25 w	1	1 F 所長室
	換気扇	250Φ×10 CMM×2 mm A q×25 w	1	1 F 応接室
	有圧扇	300Φ×16 CMM×4 mm A q×50 w	1	1 F 男子便所
	有圧扇	300Φ×16 CMM×4 mm A q×50 w	1	1 F 女子便所
	有圧扇	400Φ×30 CMM×10 mm A q×200 w	1	2 F 便所
	有圧扇	400Φ×30 CMM×10 mm A q×200 w	1	2 F 便所
給湯設備	給湯器	L P ガス用 瞬間沸騰器	1	給湯室
	給湯器（親機）	L P ガス用 50号 91.9Kw 50L/min	1	1 F シャワー室
	給湯器（子機）	L P ガス用 50号 91.9Kw 50L/min	2	1 F シャワー室
屋内消火栓設備	屋内消火栓ポンプ	100Φ×750ℓ/min×40m×11 k W	1	1 F 機械室

上尾運動公園 主要設備機器一覧

防災用設備				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
深井戸設備	非常災害用深井戸	200Φ×180m	1	生活用水
	深井戸水中ポンプ	50Φ×200ℓ/min×60m×3.7kW	1	
	揚水管	50Φ×2.75m×22本（ナイロンコーティング）60.5m	1	
	圧力タンク	容量1.0m ³ 最高使用圧力5.5kg/cm ²	1	
	滅菌器	12cc/min 10kg/cm ² G ケミカルタンク付	1	
	井戸用発電機	排気量2369cc×200V×20kVA ディーゼル 軽油	1	水中ポンプ用
水浄化設備	浄水装置	エンジンポンプ（50mm×67L/min×45mH）	1	貯水槽用
防災用貯水設備	耐震性貯水槽	鋼板製100m ³	1	飲料用
防災用発電設備	発電機	定格出力 200V ディーゼル 100kVA（発電所扱い）	1	
	屋内貯蔵タンク	特A重油 1950ℓ	1	

非常用設備				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
非常用 予備発電設備	発電機（屋内パッケージ）	200V 30kVA ディーゼルエンジン 燃料タンク30ℓ 軽油	1	体育館用
	発電機（屋内パッケージ）	200V 50kVA ディーゼルエンジン 燃料タンク35ℓ 軽油	1	陸上競技場用

上尾運動公園 主要設備機器一覧

電気設備（体育館）				
施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
受変電設備	PAS	PAS 7.2kV 400A 12.5kA	1	屋外引込柱
	SOG	方向性/0.2A/5%/0.2sec	1	屋外引込柱
	高圧真空遮断器	VCB 7.2kV 600A 12.5kA	1	キュービクル
	高圧真空遮断器	VCB 7.2kV 400A 8kA	1	競技場へ送電
	変圧器	三相 100 k V A	1	キュービクル
	変圧器	単相 150 k V A	1	キュービクル
	変圧器	単相 100 k V A	1	キュービクル
	スコット変圧器	単相 75 k V A	1	キュービクル
	SC	15 k V A	1	キュービクル
自動火災報知設備	自火報受信機	P型－1級 15回線	1	事務室
拡声設備	拡声設備	非常用、業務用	1	放送室
	拡声設備	基地操作卓、放送塔 7 基（水上公園3基含む）	1	事務室・屋外
構内交換設備	電話交換機	主装置日立製 MX900IP デジタル交換機	1	事務室

電気設備（陸上競技場）				
施設名等	機 器 名	仕 様	台数	備考
受変電設備	高圧真空遮断器	VCB 7.2kV 400A 8.0kA	1	電気室
	変圧器	三相 75 k V A	1	電気室
	変圧器	単相 75 k V A	1	電気室
	SC	30 k V A	1	電気室
自動火災報知設備	自火報受信機	P型－1級 14回線	1	管理室
拡声設備	拡声設備	非常用、業務用	1	放送室

上尾運動公園 修繕工事一覧

(単位 千円 消費税込み)

令和 6 年 度		令和 7 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
サイン看板取替修繕	374	地下水槽ボールタップ交換修繕	992
フランス落とし設置修繕	226	車止め本体交換	227
シャッター交換修繕	497	児童広場時計修繕	891
ドレン交換修繕	925	散水用ポンプ修繕	990
非常用発電機バッテリー交換修繕	334	散水用ポンプ配管修繕	737
看板設置修繕	390	体育館床修繕	990
器具庫建具交換修繕	1,089	空調機部品交換作業	420
ジョギングコース矢印塗装修繕	286	ふれあい広場女子トイレベビーシート交換	247
トイレフラッシュバルブ取付修繕	495	体育館音響設備修繕	613
外灯塗装修繕	319	体育館カーテンレール修繕	372
トイレ修繕	249	舗装修繕	495
ベビーベッド交換修繕	231	倉庫シャッター修繕	677
消防設備修繕	726	コートローラー修繕	208
U字溝コンクリ蓋設置工事	273	エレクトラックバッテリー交換修繕	605
警備員室入口建具交換工事	218	児童広場スツール修繕	220
トイレ修繕	238	体育館床修繕	220
ブランコ修繕	401	体育館床建具・鍵交換修繕	722
ベンチ手すり修繕	731	20万円以下33件	2,513
ふれあい広場前トイレ給水バルブ取替修繕	211		
外灯不点灯箇所修繕	355		
体育館床修繕	742		
漏水修繕工事	979		
漏水修繕工事	257		
外灯修繕	999		
補助加圧ポンプ更新工事	995		
電光掲示板PC修繕	660		
受水槽鋼製建具交換工事	973		
20万円以下30件	2664		
合 計	16,837	合 計	12,139

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

上尾運動公園 有料施設利用状況（R7） 別紙7-2

月別	体育館	補助	テニス	体育館								金額	陸上競技場								
	競技場	コート	コート		集会室		照明	放送	シャワー	電光	グラウンド		集会室		放送	シャワー	金額				
			日数	日数	利用面数	金額	利用件数				金額		コート利用 に含まれる	利用件数				金額	利用件数	金額	
7.4	29	29	29	105	565,160	12	28,290		61,050	11,690	12,420	678,610	2	4,410	9	8,740	0	0	13,150		
5	30	30	30	105	532,700	16	28,730		58,970	470	12,420	633,290	0	0	3	3,360	0	0	3,360		
6	29	29	29	101	587,190	15	31,340		54,460	15,950	2,880	691,820	0	0	4	0	0	0	0		
7	30	30	30	108	451,970	9	15,660		23,340	8,930	0	499,900	0	0	4	4,190	0	0	4,190		
8	30	30	30	84	440,210	14	25,860		36,880	7,990	0	510,940	0	0	1	4,190	0	0	4,190		
9	29	29	29	102	483,230	12	21,830		27,750	7,490	2,880	543,180	1	0	9	6,530	0	0	6,530		
10	30	30	30	104	630,840	18	38,090		81,120	27,260	29,580	806,890	0	0	6	5,880	0	0	5,880		
11	0	29	29	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0		
12	0	29	29	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	2	1,050	0	0	1,050		
8.1	0	29	29	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0		
2	0	27	27	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	16	2,520	0	0	2,520		
3	16	30	30	3	11,300	0	0		0	0	0	11,300	325	200,710	1	1,680	0	0	202,390		
合計	223	351	351	712	3,702,600	96	189,800		343,570	79,780	60,180	4,375,930	328	205,120	75	38,140	0	0	243,260		

月別	補助競技場		屋外テニスコート		合計金額 円
	利用面数	金額	利用件数	金額	
	件	円	件	円	
7.4	9	22,580	173	152,530	866,870
5	7	18,440	128	108,590	763,680
6	10	26,980	143	119,760	838,560
7	19	35,700	182	151,310	691,100
8	8	13,680	163	134,380	663,190
9	13	30,060	138	116,540	696,310
10	14	30,550	130	146,890	990,210
11	17	34,630	269	223,230	257,860
12	16	39,340	228	195,620	236,010
8.1	12	21,960	200	174,590	196,550
2	16	30,490	189	163,600	196,610
3	10	23,840	222	186,350	423,880
合計	151	328,250	2,165	1,873,390	6,820,830

[illegible]

上 尾 運 動 公 園 占用許可一覧

R8. 3. 31現在

許可 種類	申請目的	申請箇所	面積・ 数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
占用	認識装置	運動公園国道側 植栽部分	1基 4.68㎡	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	地中埋設管	陸上競技場西側	224㎡	R4.4.1	R14.3.31	10年
占用	災害用マンホールトイレ 防火水槽	補助競技場・体育 館の間	160㎡	R4.4.1	R14.3.1	10年
占用	災害用マンホールトイレ 案内看板	補助競技場・体育 館の間	0.3㎡	R4.4.1	R14.3.31	10年
占用	污水配管	武道館前	12.6㎡	H30.4.1	R10.3.31	10年
占用	配水管	水泳場	33㎡	R4.4.1	R14.3.31	10年
占用	公共下水道污水管	水上公園入口道路	189.76㎡	R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	歩行者誘導表示板	水上公園	10枚	R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	本柱 支線	アイスアリーナ	本柱1 支線1	R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	本柱 支線	アイスアリーナ	本柱1 支線2	R6.4.1	R16.3.31	10年
占用	公共下水道污水管	水上公園	309.4㎡	R7.4.1	R17.3.31	10年
占用	市道	東町団地側（公園 用地一部提供）	50.5㎡	R7.4.1	R17.3.31	10年
占用	公共下水道（雨水）管	運動公園	479.7㎡	R7.4.1	R17.3.31	10年
占用	災害用備蓄倉庫	体育館北側	1基	R6.4.1	R9.3.31	3年
占用	バス停留所標識	水泳場	1基 0.22㎡	R7.4.1	R17.3.31	10年
占用	人孔（マンホール）	水上公園	2箇所	R8.4.1	R18.3.31	10年
占用	電柱・ケーブル	運動公園	電柱3 ケーブル81m	R8.4.1	R18.3.31	10年
占用	横断歩道橋	運動公園、水上公 園の間にある国道 17号	2基	R8.4.1	R18.3.31	10年
占用	上下水道配水管	水上公園入口道路	3.377㎡	H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	本柱 支線 架空ケーブル	水上公園	本柱1 支線1 架空ケーブル 2.2m	H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	市道（歩道）	水上公園	242.43㎡	H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	道路反射鏡	さいたま水上公園 北側	1基	H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	道路照明灯	さいたま水上公園 北側	2基	H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	避難場所標識	陸上競技場入口	1基 0.328㎡	R6.4.1	R9.3.31	3年
占用	上水道配水管	水上公園	190.35㎡	H30.4.1	R10.3.31	10年
占用	災害時用備蓄倉庫	武道館	1基	R3.6.28	R13.3.31	10年
占用	指定避難所標識	水上公園	1基 0.6㎡	R3.10.19	R13.3.31	10年
占用	広告塔	運動公園	1基	R8.4.1	R9.3.31	1年
占用	本柱 支線	水上公園	本柱1 支線2	R2.4.1	R12.3.31	10年

[illegible]

上 尾 運 動 公 園 行為許可一覧

R8. 4. 1現在

許可 種類	申請目的	申請箇所	面積・ 数量等	許可申請期間	
				期間	日数
行為	上尾市集合狂犬病予防注射	陸上競技場メイン スタンド前の一画	400㎡	R7. 4. 16	1日
行為	上尾市集合狂犬病予防注射	さいたま水上公園 第二駐車場の一画	1,500㎡	R7. 4. 20	1日
物品等販売	物品の販売	体育館1階の通路	28㎡	R7. 4. 5	1日
物品等販売	物品の販売	体育館1階の通路	28㎡	R7. 4. 6	1日
行為	埼玉陸上競技協会事務執行・資料保存	上尾運動公園陸上 競技場 1階	28㎡	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	365日
行為	警備部隊車両及び警備隊員私有車両	第一駐車場	7,200㎡	R7. 5. 22～ R7. 5. 26	5日
行為	大会備品保管	体育館用具置き場	1㎡	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	365日
行為	大会備品保管	体育館用具置き場	1㎡	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	365日
広告等	大会横断幕（全農ロゴ入り）の掲示	体育館 2 階観客席	1㎡	R7. 5. 24	1日
行為	展示即売会の準備	さいたま水上公園 第一駐車場の一部	7,200㎡	R7. 4. 23	1日
行為	展示即売会の準備	さいたま水上公園 第一駐車場の一部	7,200㎡	R7. 4. 24	1日
行為	建設機械の展示即売会	さいたま水上公園 第一駐車場及び第 二駐車場の一部	13,640㎡	R7. 4. 25	1日
行為	建設機械の展示即売会・片付け	さいたま水上公園 第一駐車場及び第 二駐車場の一部	13,640㎡	R7. 4. 26	1日
行為	参議院議員選挙における公営ポスター 掲示	上尾運動公園北側 及び西側	9㎡	R7. 6. 19～ 7. 20	32日
行為	イベント来場者の駐車場	水上公園駐車場の 一部	1,200㎡	R7. 10. 26	1日
行為	道路啓開訓練	さいたま水上公園 第2駐車場の一部	6,440㎡	R7. 9. 6～ 9. 8	3日
行為	研修会（建設工具等の実機稼働）	水泳場内第二駐車 場	1,500㎡	R7. 8. 29	1日
行為	展示即売会（準備）	水泳場内第二駐車 場	1,950㎡	R7. 9. 10	1日
行為	展示即売会（準備）	水泳場内第二駐車 場	1,950㎡	R7. 9. 11	1日
行為	展示即売会（本番）	水泳場内第二駐車 場	6,114㎡	R7. 9. 12	1日
行為	展示即売会（本番）	水泳場内第二駐車 場	6,114㎡	R7. 9. 13	1日
行為	展示会の準備	さいたま水上公園 第一駐車場の一部	8,300㎡	R7. 9. 25	1日
行為	展示会の準備	さいたま水上公園 第一駐車場の一部	8,300㎡	R7. 9. 26	1日
行為	建設機械の展示会	さいたま水上公園 第一駐車場の一部	15,600㎡	R7. 9. 27	1日
行為	建設機械の展示会	さいたま水上公園 第一駐車場の一部	15,600㎡	R7. 9. 28	1日
行為	展示会の片づけ	さいたま水上公園 第一駐車場の一部	8,300㎡	R7. 9. 29	1日
写真撮影	写真撮影	体育館		R7. 10. 1	1日
映画等撮影	ビデオ撮影	体育館		R7. 10. 1	1日
行為	展示即売会（片付け）	さいたま水上公園 第1駐車場の一部	14㎡	R7. 9. 15	1日

行為	展示即売会（片付け）	さいたま水上公園 第1駐車場の一部	14㎡	R7. 9. 16	1日
行為	道路沿いにおける騒音測定	上尾運動公園東側 植込み	4㎡	R7. 10. 14～ 10. 17	4日
物品等販売	物品の販売	体育館 1 階の通路	4㎡	R7. 10. 12	1日
物品等販売	大会プログラムの販売	体育館 2 階の通路	4㎡	R7. 10. 26	1日
物品等販売	大会プログラムの販売	体育館 3 階の通路	4㎡	R7. 10. 28	1日
物品等販売	大会プログラムの販売	体育館 4 階の通路	4㎡	R7. 10. 29	1日
写真撮影	写真撮影	体育館		R7. 10. 25	1日
映画等撮影	ビデオ撮影	体育館		R7. 10. 25	1日
映画等撮影	ビデオ撮影（j.comチャンネル）	体育館		R7. 10. 25	1日
行為	ツリーイングテクニカルスキルアップ の講習会	さいたま水上公園 北側雑木林内	100㎡	R7. 12. 7	1日
行為	ナラ枯れ対策現地研修会	さいたま水上公園 西側園地	100㎡	R7. 10. 31	1日
行為	2025-26. LEAGUEWOMEN 第2節 埼玉上尾メディックス vsKUROBEアクアフェアリーズ（準備）	体育館		R7. 10. 17	1日
行為	2025-26. LEAGUEWOMEN 第2節 埼玉上尾メディックス vsKUROBEアクアフェアリーズ	体育館		R7. 10. 18	1日
行為	2025-26. LEAGUEWOMEN 第2節 埼玉上尾メディックス vsKUROBEアクアフェアリーズ 入場料収 入	体育館		R7. 10. 18	1日
写真撮影	広報写真	体育館		R7. 10. 18	1日
映画等撮影	ビデオ撮影（JSPORTS LIVE配信）	体育館		R7. 10. 18	1日
広告物の掲示	広告の掲示	体育館		R7. 10. 18	1日
行為	2025-26. LEAGUEWOMEN 第2節 埼玉上尾メディックス vsKUROBEアクアフェアリーズ	体育館		R7. 10. 19	1日
行為	2025-26. LEAGUEWOMEN 第2節 埼玉上尾メディックス vsKUROBEアクアフェアリーズ 入場料収 入	体育館		R7. 10. 19	1日
写真撮影	広報写真	体育館		R7. 10. 19	1日
映画等撮影	ビデオ撮影（JSPORTS LIVE配信）	体育館		R7. 10. 19	1日
広告物の掲示	広告の掲示	体育館		R7. 10. 19	1日
行為	上尾市市長選挙における公営ポスター 掲示	上尾運動公園北側 及び西側	9㎡	R7. 11. 3～ R7. 12. 5	31日
行為	38回2025上尾シティハーフマラソン開 催に伴う選手駐車場の配置	陸上競技場北駐車 場	5,816㎡	R7. 11. 14	1日
行為	38回2026上尾シティハーフマラソン開 催に伴う選手駐車場の配置	陸上競技場北駐車 場	5,816㎡	R7. 11. 15	1日
行為	38回2027上尾シティハーフマラソン開 催に伴う選手駐車場の配置	陸上競技場北駐車 場	5,816㎡	R7. 11. 16	1日
行為	第38回2025上尾シティハーフマラソン 開催に伴う出店	陸上競技場北駐車 場	5,816㎡	R7. 11. 16	1日
行為	第38回2025上尾シティハーフマラソン 開催に伴う撮影	陸上競技場周辺		R7. 11. 16	1日
行為	第38回2025上尾シティハーフマラソン 開催に伴う喫煙所の設置	陸上競技場東側遠 路	70㎡	R7. 11. 16	1日
行為	上尾市市議会議員補欠選挙における公 営ポスター掲示	上尾運動公園北側 及び西側	9㎡	R7. 11. 4～ R7. 12. 5	32日
行為	市町村向け講習会（樹木管理等）	上尾運動公園東園 地		R8. 1. 28	1日
行為	駅伝大会開催に伴う駐車場の配置	陸上競技場北駐車 場	5,816㎡	R8. 2. 8	1日
行為	衆議院議員選挙における公営ポスター掲示	上尾運動公園北側 及び西側	9㎡	R8. 1. 17～ R8. 2. 28	43日

上尾運動公園 貸与可能備品一覧

別紙9-1

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	金庫	G83	1	S42
2	コインロッカー	ライオン NS-1685W	2	H9
3	モートルック(構内運搬車)	富士重工 CG-23型	1	H3
4	コートローラー(テニスコート用)	TC710STD	1	H20
5	審判台	セノー DLO500	1	H2
6	審判台	セノー DLO500	2	H9
7	卓球台	サンエイ SHD-30 あげっこさげっこ	5	H2
8	卓球台	サンエイ 10-310VR VERIC	7	H22
9	バレーボール支柱	セノー DE1030	1	H4
10	バレーボール支柱	セノー DE1030(床下250mm)	2	H5
11	フロアシート用整理台	セノー HH9005	1	H10
12	チェンブロック用三脚	K型K2025	1	H18
13	卓球台	サンエイ 10-310VR VERIC	7	H23
14	暗幕	W3000 H5870 スミノエ	1	H7
15	移動式バスケットゴール	セノー ショットクロック付DA0666	3	H25
16	卓球台	サンエイ 10-310VR VERIC	7	H25
17	卓球台	サンエイ 10-310VR VERIC	15	H20
18	卓球台	サンエイ 10-310VR VERIC	1	H22
19	卓球台	サンエイ 10-310VR VERIC	8	H27
20	コートローラー	AT51EF-LCR12	1	H27
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				

上尾運動公園 貸与可能備品一覧

別紙9-2

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	コインロッカー	ライオン NS-1685W	4	H9
2	流し台		1	S42
3	競技場標識	コースナンバー標識	1	S43
4	マット運搬車	ニシ F1271(走高跳用)	1	H9
5	マット運搬車	ニシ F1272(走高跳用)	2	H9
6	移動障害物		4	S58
7	移動障害物	ニシ F1141A	1	H10
8	走高跳支柱及びレバー止	ニシ F1221	1	H6
9	風力速報表示器	ニシ F1193	1	H8
10	フィールド用 制限時間告知器	ニシ MS153A(120秒)	1	H9
11	フィールド用 制限時間告知器	ニシ MS153A(90秒)	2	H9
12	ハードル運搬車	エバニュー GA144	6	H9
13	競技専用台車	ニシ F1275	1	H18
14	競技専用台車	ニシ F1276	1	H18
15	走幅跳三段跳距離標識	ニシ F1203	1	H9
16	用器具運搬車	ニシ F1237	2	H18
17	やり検査器	ニシ F1331A	1	H18
18	やり立て台	ニシ F1356 可倒式	1	H18
19	テント	ニシ F3314B 3m×6m	1	H18
20	砲丸置台	ニシ F1344A	1	H18
21	円盤置台	ニシ F1343A	1	H18
22	ハンマー置台	ニシ F1345A	1	H18
23	リボンロッド	ニシ F3013 100m	1	H16
24	写真判定装置	スリットビデオシステム 22000HD	1	H18
25	スタート発信装置	YO式 N-393	1	S63
26	走高跳用マット	ニシ F501A	1	H23
27	棒高跳用マット	ニシ F511A	1	H23
28	円盤・ハンマー投げ用囲い	ニシ F2059	1	H23
29	電動運搬車	ニチュ HT-10-70-191	2	H25
30	清掃機(スーパード)	ニチュ 3640E	1	H26
31	ハードル運搬車	ニシ F1183	5	H27
32	レーンナンバー標識	ニシ F1191E	1	H27
33	棒高跳用高度計	ニシ NF3042C	1	H26
34	超音波風速器	ニシ NMS222R	1	H27
35	ハードル運搬車	ニシ F1182	3	H28
36	リボンロッド	ニシ F3013 100m	1	H28
37	フィニッシュタイマー	ニシ MS301W	1	H29
38	3000m障害代用縁石	ニシ 1144	1	H6
39	走高跳用高度計	ニシ F3041	1	H3
40	走高跳用高度計	ニシ F3041	1	H10
41	棒高跳用高度計	ニシ F3042	1	H9
42	フィールド成績表示器	ニシ N-360	2	S56
43	フィールド成績表示器	ニシ F1194	1	H8
44	フィールド成績表示器	ニシ F1194	2	H6
45	リボンロッド	ニシ F3013 100m	1	H3
46	リボンロッド	ニシ F3013 100m	1	H6
47	走幅三段跳用測定固定器	ニシ F1311	1	H3
48	走幅三段跳用測定固定器	ニシ F1311	1	H4
49	吸水器	ニシ C-902 吸水ローラー	2	H6
50	風力速報表示器	ニシ F1193	2	H8

上尾運動公園 貸与可能備品一覧

別紙9-3

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	棒高跳用高度計	NF3042C	1	R7
2	トリプルシグナルピストル	NMS477B	1	R7
3	スターター台	NF1121A	2	R7
4	周回表示器	F1134	1	R7
5	ハードル運搬車 ウルトラライト用	F1183	10	R7
6	円盤投、ハンマー投兼用サークル	NF2004D	1	R7
7	フィールド競技用制限時間告示器 CV	NMS159C	4	R7
8	走高跳用支柱及びバー止 スライド式	NISHI F1224	2	R7
9	棒高跳用支柱及びバー止 スライド式	NISHI NF1236B	2	R7
10	走高跳用上面マット F501A用	NISHI F521A.04	1	R7
11	マット運搬車 小	NISHI 3823B068	1	R7
12	光波距離測定装置 スタンダード	NISHI NMS112E	1	R7
13	ビニールテープ巻取器	NISHI F1355	2	R7
14	スターティングブロック置台	NISHI NF1365B	2	R7
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				

利用料金等の設定（上尾運動公園）

（１）利用料金

ア 施設利用

施 設 名	現 行 料 金（円）
陸上競技場	県内・一般 半日（ 8:30～12:30） 14,330 円 （13:00～17:00） 14,330 円 一日（ 8:30～17:00） 28,660 円 1 時間 3,580 円 個人 4 時間 （ 8:30～17:00 但し、4 月から 9 月までは 8:30～18:00、12 月から 2 月までは 8:30～16:30） 210 円
	県内・学生 半日（ 8:30～12:30） 7,160 円 （13:00～17:00） 7,160 円 一日（ 8:30～17:00） 14,320 円 1 時間 1,790 円 個人 4 時間 （ 8:30～17:00 但し、4 月から 9 月までは 8:30～18:00、12 月から 2 月までは 8:30～16:30） 100 円
	県外・一般 半日（ 8:30～12:30） 21,500 円 （13:00～17:00） 21,500 円 一日（ 8:30～17:00） 43,000 円 1 時間 5,370 円 個人 4 時間 （ 8:30～17:00 但し、4 月から 9 月までは 8:30～18:00、12 月から 2 月までは 8:30～16:30） 310 円

	県外・学生 半日（ 8:30～12:30） 10,750 円 （13:00～17:00） 10,750 円 一日（ 8:30～17:00） 21,500 円 1 時間 2,680 円 個人 4 時間 （ 8:30～17:00 但し、4 月から 9 月までは 8 : 30～18:00、12 月から 2 月までは 8 : 30～16:30） 150 円
補助陸上競技場	県内・一般 半日（ 8:30～12:30） 2,760 円 （13:00～17:00） 2,760 円 一日（ 8:30～17:00） 5,400 円 1 時間 750 円 個人 4 時間 （ 8:30～17:00 但し、4 月から 9 月までは 8 : 30～18:00、12 月から 2 月までは 8 : 30～16:30） 210 円
	県内・学生 半日（ 8:30～12:30） 1,380 円 （13:00～17:00） 1,380 円 一日（ 8:30～17:00） 2,700 円 1 時間 370 円 個人 4 時間 （ 8:30～17:00 但し、4 月から 9 月までは 8 : 30～18:00、12 月から 2 月までは 8 : 30～16:30） 100 円
	県外・一般 半日（ 8:30～12:30） 4,140 円 （13:00～17:00） 4,140 円 一日（ 8:30～17:00） 8,100 円 1 時間 1,130 円 個人 4 時間 （ 8:30～17:00 但し、4 月から 9 月までは 8 : 30～18:00、12 月から 2 月までは 8 : 30～16:30） 310 円
	県外・学生 半日（ 8:30～12:30） 2,070 円 （13:00～17:00） 2,070 円

	一日（ 8:30～17:00） 4,050 円 1 時間 560 円 個人 4 時間 （ 8:30～17:00 但し、4 月から 9 月までは 8:30～18:00、12 月から 2 月までは 8:30～16:30） 150 円
体育館 全面	県内・一般 1 時間（ 8:30～17:30） 4,190 円 1 時間（17:30～20:30） 4,720 円 県内・学生 1 時間（ 8:30～17:30） 2,090 円 1 時間（17:30～20:30） 2,360 円 県内・体育を目的としない催物等 1 時間（ 8:30～17:30） 6,270 円 1 時間（17:30～20:30） 7,070 円 県外・一般 1 時間（ 8:30～17:30） 6,290 円 1 時間（17:30～20:30） 7,080 円 県外・学生 1 時間（ 8:30～17:30） 3,140 円 1 時間（17:30～20:30） 3,540 円 県外・体育を目的としない催物等 1 時間（ 8:30～17:30） 9,410 円 1 時間（17:30～20:30） 10,610 円
体育館 1 面	県内・一般 1 時間（ 8:30～17:30） 1,470 円 1 時間（17:30～20:30） 1,680 円 県内・学生 1 時間（ 8:30～17:30） 730 円 1 時間（17:30～20:30） 840 円 県内・体育を目的としない催物等 1 時間（ 8:30～17:30） 2,200 円 1 時間（17:30～20:30） 2,520 円 県外・一般 1 時間（ 8:30～17:30） 2,210 円 1 時間（17:30～20:30） 2,520 円 県外・学生 1 時間（ 8:30～17:30） 1,100 円 1 時間（17:30～20:30） 1,260 円 県外・体育を目的としない催物等

	1 時間(8:30～17:30) 3,300 円 1 時間(17:30～20:30) 3,780 円
集会室等 陸上競技場 第1、2、3、5集会室	県内・一般 2 時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 420 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 840 円 一日 (8:30～17:00) 1,680 円 県内・学生 2 時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 210 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 420 円 一日 (8:30～17:00) 840 円 県外・一般 2 時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 630 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,260 円 一日 (8:30～17:00) 2,520 円 県外・学生 2 時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 310 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 630 円 一日 (8:30～17:00) 1,260 円

陸上競技場 第4集会室	県内・一般 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 630 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,250 円 一日 (8:30～17:00) 2,410 円 県内・学生 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 310 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 620 円 一日 (8:30～17:00) 1,200 円 県外・一般 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 950 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,880 円 一日 (8:30～17:00) 3,620 円 県外・学生 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 470 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 940 円 一日 (8:30～17:00) 1,810 円
陸上競技場 第6集会室	県内・一般 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,050 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 2,100 円 一日 (8:30～17:00) 4,190 円 県内・学生 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 520 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,050 円 一日 (8:30～17:00) 2,090 円 県外・一般 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,580 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 3,150 円 一日 (8:30～17:00) 6,290 円

	県外・学生 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 790 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,570 円 一日 (8:30～17:00)3,140 円
陸上競技場 放送施設	県内・一般 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,360 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 2,620 円 一日 (8:30～17:00)5,240 円 県内・学生 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 680 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,310 円 一日 (8:30～17:00)2,620 円 県外・一般 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 2,040 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 3,930 円 一日 (8:30～17:00)7,860 円 県外・学生 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,020 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,960 円 一日 (8:30～17:00)3,920 円
陸上競技場 シャワー室	県内・一般 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,050 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,880 円 一日 (8:30～17:00)3,670 円 県内・学生 2時間以内(8:30～12:30, 13:00～17:00) 520 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 940 円

	一日 (8:30～17:00) 1,830 円 県外・一般 2 時間以内 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,580 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 2,820 円 一日 (8:30～17:00) 5,510 円 県外・学生 2 時間以内 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 790 円 半日 (8:30～12:30, 13:00～17:00) 1,410 円 一日 (8:30～17:00) 2,750 円
体育館 集会室	県内・一般 1 時間 (8:30～17:30) 320 円 1 時間 (17:30～20:30) 390 円 県内・学生 1 時間 (8:30～17:30) 160 円 1 時間 (17:30～20:30) 190 円 県外・一般 1 時間 (8:30～17:30) 480 円 1 時間 (17:30～20:30) 590 円 県外・学生 1 時間 (8:30～17:30) 240 円 1 時間 (17:30～20:30) 290 円
体育館 放送施設・電光掲示板	県内・一般 1 時間 (8:30～17:30) 650 円 1 時間 (17:30～20:30) 840 円 県内・学生 1 時間 (8:30～17:30) 320 円 1 時間 (17:30～20:30) 420 円 県外・一般 1 時間 (8:30～17:30) 980 円 1 時間 (17:30～20:30) 1,260 円 県外・学生 1 時間 (8:30～17:30) 490 円 1 時間 (17:30～20:30) 630 円
体育館 シャワー室	県内・一般 1 時間 (8:30～20:30) 470 円

	県内・学生 1 時間 (8:30~20:30) 230 円 県外・一般 1 時間 (8:30~20:30) 710 円 県外・学生 1 時間 (8:30~20:30) 350 円
テニスコート	県内・一般 2 時間(8:30~10:30, 10:30~12:30, 12:30~14:30, 14:30~16:30) 950 円 4 時間(8:30~12:30, 10:30~14:30, 12:30~16:30) 1,780 円 県内・学生 2 時間(8:30~10:30, 10:30~12:30, 12:30~14:30, 14:30~16:30) 470 円 4 時間(8:30~12:30, 10:30~14:30, 12:30~16:30) 890 円 県外・一般 2 時間(8:30~10:30, 10:30~12:30, 12:30~14:30, 14:30~16:30) 1,430 円 4 時間(8:30~12:30, 10:30~14:30, 12:30~16:30) 2,670 円 県外・学生 2 時間(8:30~10:30, 10:30~12:30, 12:30~14:30, 14:30~16:30) 710 円 4 時間(8:30~12:30, 10:30~14:30, 12:30~16:30) 1,330 円

* 国又は地方公共団体（学校は除く）が主催する事業は、無料とする。

- * 国又は地方公共団体（学校は除く）が共催する事業は、一般の金額の半額とする。
- * 「学生」とは中学生及び高校生をいう。なお、小学生以下の団体はメンバー表提出で学生扱いとする。
- * 学校教育法にいう学校（大学、専修学校を除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、学生料金を適用する。
- * 体育館の利用料金には照明代を含む。
- * 陸上競技場の利用に付随して第1集会室を使用する場合は、表の金額にかかわらず無料とする。
- * 利用時間に、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。
- * 障害者が同一時間に同一有料公園を複数利用する場合は、利用料金を免除されるものは最小単位のみとする。
- * 表の金額を用いて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

イ 行為許可

行 為	現 行 料 金 (円)
物品の販売、興行その他の営業行為	1 m ² 当たり 1 時間 3 円
(フリーマーケット)	1 m ² 当たり 1 時間 2 円
写真の撮影	1 件当たり 1 時間 1,570 円
映画等の撮影	1 件当たり 1 時間 4,500 円
競技会、展覧会、博覧会その他これらに類する行為	1 m ² 当たり 1 時間 2 円
広告物の表示	表示面積 1 m ² 当たり 1 時間 530 円

- * 行為に要する面積が1 m²未満であるとき、又はその面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。
- * 行為に要する時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- * 表の行為は、原則として、午前8時30分から午後5時までとする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く）が主催する事業の場合は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く）が共催する事業の場合は、表の金額の半額とする。
- * 学校教育法にいう学校（大学、専修学校を除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、表の金額の半額とする。

- * 表の行為許可のうち、「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表の金額に許可対象となる数量を乗じて得た額に 105 分の 110 を乗じて得た額とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額に、それぞれ当該金額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額とする。
- * 表の行為許可のうち、「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いつつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の 100 分の 6 に相当する額又は 52,380 円のいずれか高い額とする。
- * 上記の行為許可に基づいて算出した使用料の額が、10 円に満たない場合における使用料の額は 0 円とする。10 円以上となる場合において、その金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現状

行 為	現 行 料 金 (円)
バッテリーカー	1 回 100 円 (2 分)
スポーツスクール (全 10 回)	①バドミントン 3,150 円 ②卓球 3,150 円 ③テニス 4,190 円 ④ストレッチと気功体操 2,100 円 ⑤ソフトテニス 3,150 円
ナイトスポーツスクール (全 4 回)	⑥ジュニアクラス 4,000 円 ⑦親子クラス 6,000 円 ⑧一般初心者クラス 5,000 円
ラウンドフィットネス	1 回 300 円 (60 分)
スマイルヨガ教室 (全 10 回)	1 回 600 円 (60 分)

アロマナイトヨガ	1 回 1,000 円 (70 分)
一輪車教室	1 組 1,400 円

上尾運動公園利用者アンケート結果

【問１－１】あなたの年齢を教えてください。



回答数 28

【問１－２】あなたの性別を教えてください。



回答数 28

【問１－３】あなたの職業について教えてください。



回答数 28

【問１－４】あなたがお住まいの市町村を教えてください。

さいたま市	8	戸田市	0	伊奈町	0	宮代町	0
川越市	0	入間市	0	三芳町	0	杉戸町	0
熊谷市	0	朝霞市	0	毛呂山町	0	松伏町	0
川口市	0	志木市	0	越生町	0	★県外(群馬県)	1
行田市	0	和光市	0	滑川町	0	★県外(栃木県)	0
秩父市	0	新座市	0	嵐山町	0	★県外(茨城県)	0
所沢市	0	桶川市	0	小川町	0	★県外(千葉県)	0
飯能市	1	久喜市	0	川島町	0	★県外(東京都)	0
加須市	0	北本市	0	吉見町	0	★県外(その他)	0
本庄市	0	八潮市	0	鳩山町	0		
東松山市	0	富士見市	0	ときがわ町	0		
春日部市	0	三郷市	0	横瀬町	0		
狭山市	0	蓮田市	2	皆野町	0		
羽生市	0	坂戸市	0	長瀬町	0		
鴻巣市	0	幸手市	0	小鹿野町	0		
深谷市	0	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0		
上尾市	16	日高市	0	美里町	0		
草加市	0	吉川市	0	神川町	0		
越谷市	0	ふじみ野市	0	上里町	0		
蕨市	0	白岡市	0	寄居町	0		

【問２－２】その公園の利用頻度を教えてください。



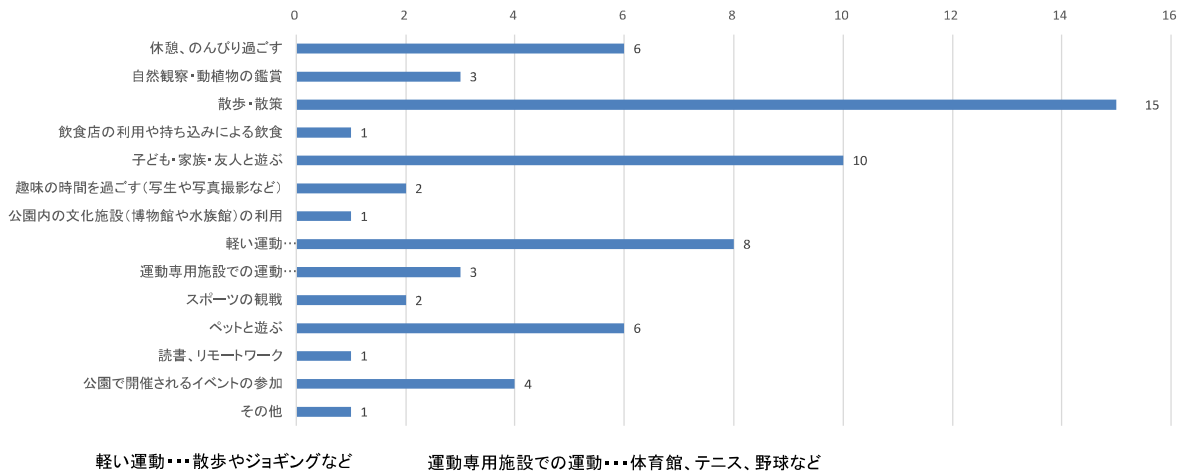
回答数 28

【問２－３】その公園への交通手段を教えてください。

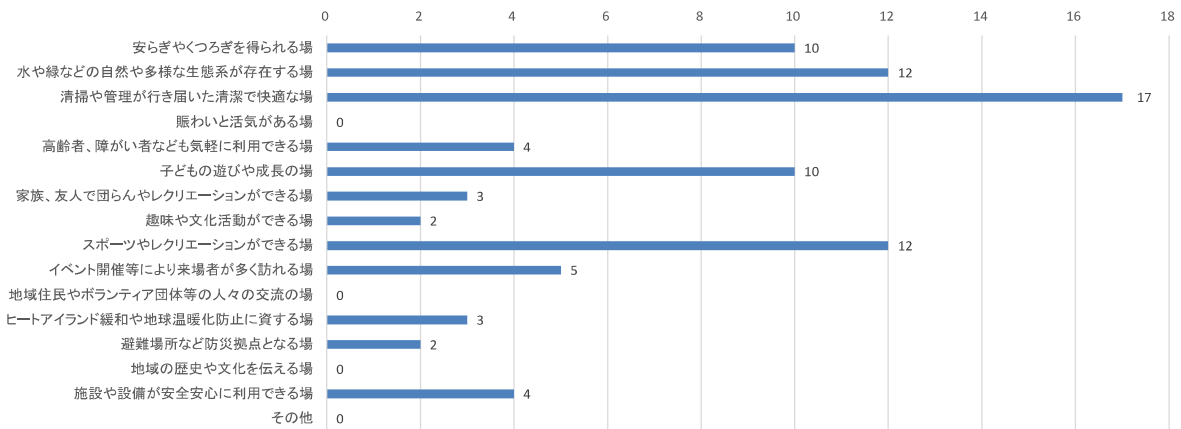


回答数 28

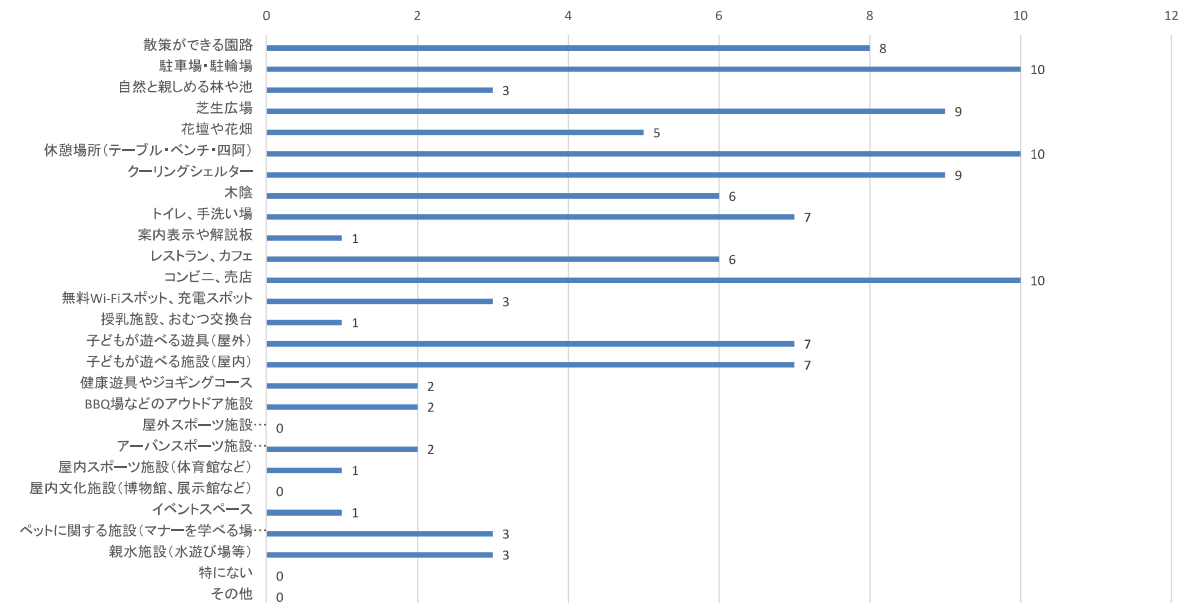
【問２－４】その公園の利用目的について教えてください。



【問２－５】その公園で残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。



【問２－６】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。



屋外スポーツ施設...テニスコート、野球場、サッカー場など アーバンスポーツ施設...スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問２－７】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。(主な意見)

- ☐ 倒木や枝折れが多く、危険である。特に近隣の民家に危害のありそうな老木や枯れ木は積極的に伐採していただきたい。(60代・男性)
- ☐ 安心安全な公園、誰もが楽しく、安らぎを味わえる公園。(60代・男性)
- ☐ 施設利用の際、申請や申し込みがわかりやすく、利用料があまり高く無い事を希望します。利用する際、できれば施設側の方も利用者の実施する事柄を理解してほしい。(60代・女性)
- ☐ ランニング出来るけど、ウォーキングができない。公園内に自転車に乗り入れできない入り口や段差が多いため不便。(60代・女性)
- ☐ 武道館でイベントがあると、参加者が道いっぱいに広がり歩道が歩けなくなる。周辺道路が、渋滞する。なんとかしてほしい。(60代・男性)
- ☐ 上尾運動公園のラウンドフィットネスを時々利用しますが、古いディスコ音楽がかかっていて1時間ずっとエンドレスで聞いていると精神的に疲れます。器具やビデオ自体は良しとしても音楽はヒーリング的なフィットネス用サウンドにしてもらえませんか？(60代・女性)
- ☐ 林でタバコを吸っている人もいます。禁煙表示などを大々的にして、警告を強化して下さい。(70代・女性)

指定管理業務に関する特記仕様書（上尾運動公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添１の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (１) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (２) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業に使用する場合は、料金を免除とし、共催する事業に使用する場合は１／２以上を減額すること。
 - (３) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和５８年条例第８号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和５８年規則第３２号）の規定に基づいて減免すること。
 - (４) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 施設のバリューアップによる維持管理水準の上昇や物価・労務単価等が上昇する中での施設の維持管理水準の確保など、公園管理運営の実状を踏まえた、合理的かつ具体的な理由による適切な時期の改定であること
 - イ 料金改定による利用者満足度や利用者数等への影響に配慮し、利用者ニーズを踏まえた柔軟な運営や新たな取組など、サービスの向上が図られていること
 - ウ 近隣（関東近県）の同種同規模施設（公営・民営）の料金の状況と比較（国際試合や全国規模の大会が開催される施設の場合は全国）しても妥当な額であること
 - エ 変更について、利用者への周知期間が設けられていること（おおむね１月以上）
 - オ 利用料金の改定により確保された財源については、施設の機能の保持、品質の確保に優先して使用すること
 - カ 指定管理期間中の料金変更については、変更後複数年にわたり大幅な黒字決算となった場合には、委託料の変更も検討する

4 植物管理業務について

公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。

また、公園内の樹木は老齢化・大径木化が進行していることから、倒伏や落枝を防ぐため、基本協定書（案）別紙２「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分(案)」により、県と連携して適切な措置を行うこと。

その他、樹林地にはキンランやフデリンドウといった貴重な植物があり、引き続き保全する必要があるので留意すること。

5 埼玉県県営公園施設予約サービスに関する次の業務を行うこと。

- (1) 埼玉県県営公園施設予約サービスの利用者登録の受付・確認・登録証の発行等
- (2) 上尾運動公園の施設（テニスコート）に関する照会・予約及びキャンセルの受付等

※ 埼玉県県営公園施設予約サービスの運用状況に変更がある場合は、別途調整を行う。

6 防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。

7 運動施設の利活用に当たっては、県営スポーツ施設利用調整会議での調整結果を最優先事項とすること。

大会等の実施が他のスポーツ施設と重複してしまうこと等を避けるため、県営スポーツ施設利用調整会議（埼玉県県民生活部スポーツ振興課主催）に参加し、運動施設の利活用に当たっては、調整結果を最優先事項とすること。

8 地元ボランティア団体等との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。

9 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) (一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。
また、同規準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。
- (3) 点検の結果、修繕等の対策を要する場合は速やかに対応すること。

10 自家用電気工作物の保安管理について

別添2「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づき別表1を満たす保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」（原則毎年開催）への出席に配慮すること。

11 運動場で高圧受電を行っているため、書類の提出や資格者の選任、報告をすること。

12 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。

13 防災等に関すること。

上尾運動公園は、公園全域が上尾市の指定緊急避難場所として指定されている他、

体育館が指定避難所となっており、川島町一部町民の洪水時一時避難場所にもなっている。平時から、自治体が主催する避難所運営会議や各種訓練に施設管理者として協力する他、毎年1回以上、公園主催で防災訓練を行うこと。

また、上尾市が作成した「上尾市避難所運営マニュアル」に基づき、災害発生時は施設管理者として公園に参集すること。

14 駐車場等の管理について

公園内で行う各種大会やSVリーグ、県立武道館、アイスアリーナでのイベントが重なると駐車場は満車となり、幹線道路、周辺道路などで交通渋滞が発生し、周辺住民からの苦情等がある。

イベントの開催時等においては、主催者が駐車場や周辺道路の混雑対策を行うよう指導すること。併せて地元市、警察など関係機関と協議を行うよう指導・確認すること。

そのために指定管理者は、他公園等の渋滞対策事例の情報収集や好事例の紹介など主催者に協力すること。

15 旧プール区域の管理と警備等について

令和4年度から6年度にかけて、レジャープール施設の解体撤去を行った。

スポーツ科学拠点施設の整備が行われるまでの期間、旧レジャープール区域も指定管理の区域内であるため、侵入防止などの利用者の安全確保に必要な措置を行うこと。

また、旧レジャープール区域及び外周フェンス周辺（旧レジャープール区域側を含む）の草木について適切な管理を行うこと。

（なお、スポーツ科学拠点施設の整備において、県もしくは事業者が行う工事について、随時協議に応じること。）

16 スポーツ科学拠点施設の整備について

県では、公園の東側区域にスポーツ科学拠点施設を整備することとしている。指定管理者は、県が行う検討や工事について、随時県との協議に応じること。

また、指定管理期間中、整備計画が具体化し、工事等の着手に至った場合は、指定管理者と協議の上、管理区域から除くこともあるので留意すること。

17 県が行う大規模工事について

運動（競技場、体育館）施設は昭和42年に開設された施設であり、これまでの間に小規模修繕、緊急修繕や耐震工事などを実施している。

① 陸上競技場の工事について

陸上競技場は公認競技場であり、その認定期間は5年である。次回、認定更新期限の前年度である2030年度に改修工事が必要となることがある。また、スタンド内施設の修繕も予想されるため、県が行う工事について随時協議に応じること。

② 体育館の改修工事について

トイレ工事等を予定しているため、県が行う工事について随時協議に応じること。

18 暑熱対策

夏季の体育館使用にあたっては、空調設備がないことから暑熱対策を実施すること。

19 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努めるとともに、拡散防止を図ること。基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

20 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

上尾運動公園

有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条		選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	○	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条		選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条		選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条		選任、指定管理者が行う。
廃棄物の処理および清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理および清掃に関する法律第12条の2		選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	○	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条		エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2		3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条		維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	○	受水槽>10m3
	小規模貯水槽水道の検査	条例等		受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条		

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2		有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条		有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条		選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	○	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐圧試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐圧試験			○
		内部点検			○
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	

注 1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注 2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備（第二受電設備以降も含む）	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
		計器の校正		○	
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	照明設備	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
	配線、配線器具	絶縁抵抗測定		○	
		開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
	その他の機器	絶縁抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象				点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○		
				始動試験	○	○		
				機関主要部分の分解			○	
				排ガス測定		○		
				内燃機関の分解			○	
			ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分分解点検			○	
				オーバーホール			○	
			ガス圧縮機	外観点検	○	○		
				保安装置		○		
				カップリング		○		
				オイルポンプ		○		
				スクリー圧縮機分解点検			○	
			補機類	外観点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				駆動機シリンダ部グリース補給		○		
				リミットスイッチ動作位置		○		
				軸受部開放点検			○	
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○		
				異音、振動、漏れ等	○	○		
				ベルトの点検、調整		○		
				総合分解点検			○	
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○	
				計器点検	○	○		
				純粋タンク水位、流量	○	○		
				カートリッジ純水器再生	○	○		
				総合システム点検		○		
				純水加圧ポンプの分解点検			○	
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○		
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○		
				安全弁の作動	○	○		
				潤滑油交換		○		
				ベルトの点検、調整		○		
				ピストン、シリンダーの分解点検			○	
			発電機関係	外観点検	○	○		
				整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○		
				制御装置点検		○	○	
				接地線接続部の点検		○		
				内部点検			○	
				絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
				保護継電器の動作試験		○		
	蓄電池				需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ
	常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○		
				始動試験	○	○		
				機関主要部分の分解		○	○	
				排ガス測定		○		
内燃機関の分解						○		

注 4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注 5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注 6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象				点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				油面、漏れ等	○	○	
				燃焼器点検		○	
				機器内部点検		○	
				高温部分解点検			○
				オーバーホール			○
			ガス圧縮機	外観点検	○	○	
				保安装置		○	
				カップリング		○	
				オイルポンプ		○	
				スクリュー圧縮機分解点検			○
			補機類	外観点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				駆動機シリンダ部グリース補給		○	
				リミットスイッチ動作位置		○	
			計装用空気圧縮機	軸受部開放点検			○
				ドレン抜き	○	○	
				異音、振動、漏れ等	○	○	
				ベルトの点検、調整		○	
			純水製造装置 水噴射装置	総合分解点検			○
				漏れ等	○	○	○
				計器点検	○	○	
				純粋タンク水位、流量	○	○	
				カートリッジ純水器再生	○	○	
				総合システム点検		○	
				純水加圧ポンプの分解点検			○
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○	
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○	
				安全弁の作動	○	○	
				潤滑油交換		○	
				ベルトの点検、調整		○	
				ピストン、シリンダーの分解点検			○
		配電盤	外観点検	○	○		
			機器損傷の有無	○	○		
			埃等の侵入防止、清掃	○	○		
			端子台、コネクタ等	○	○		
			操作、切換開閉器の動作試験		○		
締付けねじの増締め			○				
ヒューズ類の点検			○				
盤内取付器具の加熱変色、損傷			○				
盤内、外面の清掃			○				
自動電圧調整器の外観、調整範囲確認			○				
その他配電設備と同じ			○				
絶縁抵抗測定			○				
発電機関係	音響、振動、異臭等	○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○				
	グリースの劣化・漏れ等		○				
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○				
	内部分解点検			○			
	軸受の点検、交換			○			
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○				
	保護継電器の動作試験		○				
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。			

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	常用発電設備	移動用自家発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解		○	
				内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○	
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○		
			制御装置点検の点検		○		
			接地線接続部の点検		○		
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○	
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
			保護継電器の動作試験		○		
			蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○		
			タイヤ	○	○		
			エンジン関係	○	○		
			燃料	○	○		
			ライト、ウインカー	○	○		
			その他	○	○		
			排ガス測定		○		
			太陽光発電設備	太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○
		接地線接続部の点検			○	○	
		絶縁抵抗測定				○	
		開放電圧測定				○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器		外観点検	○	○	
				接地線接続部の点検	○	○	
				絶縁抵抗測定		○	
				インバータ	外観点検	○	○
		異音、異臭等			○	○	
		接地線接続部の点検			○	○	
		絶縁抵抗測定				○	
	系統連係保護装置	保護機能試験			○		
		外観点検	○	○			
		接地線接続部	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
	投入ロック試験		○				
		保護継電器の動作試験		○			
	接地設備	接地抵抗測定		○			
	風力発電設備	風車	外観点検	○	○		
			尾翼ダンパー点検、交換				
			ブレード点検、交換			○	
		タワー	外観点検	○	○		
			ウィンチ点検		○		
		風速計	外観点検	○	○		
			異音等	○	○		
		発電機	外観点検	○	○		
			異音等	○	○		
			ブラシ点検、交換			○	
			オーバーホール			○	
			絶縁抵抗測定		○		
		インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	
		系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	
接地設備		接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1－2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注 1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1－3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1 回
	内燃力発電所	毎月	2 回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1 回
	内燃力発電所	毎年	1 回
精密点検	需要設備	3～8 年	1 回
	内燃力発電所	3～8 年	1 回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1 回
自主検査		工事完了後	

注 1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

別紙

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたが、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。